航空自衛隊訓令第３号

航空自衛隊の教育訓練に関する訓令を次のように定める。

昭和４１年３月２９日

防衛庁長官　松　野　頼　三

航空自衛隊の教育訓練に関する訓令

改正　昭和42年 3月27日空自訓第　3号
昭和42年10月18日空自訓第　9号
昭和44年 6月27日空自訓第　3号
昭和44年 9月26日空自訓第　5号
昭和44年12月17日庁　訓第 42号
昭和45年 6月18日庁　訓第 26号
昭和45年 7月15日空自訓第　1号
昭和46年 2月26日空自訓第　3号
昭和48年 3月14日空自訓第 10号
昭和48年 8月21日空自訓第 35号
昭和48年 9月28日空自訓第 39号
昭和48年12月14日空自訓第 64号
昭和49年 4月 8日空自訓第 11号
昭和49年 8月13日空自訓第 37号
昭和49年11月 8日空自訓第 44号
昭和49年12月 7日空自訓第 49号
昭和50年10月 6日空自訓第 24号
昭和51年 3月 8日空自訓第　7号
昭和51年12月10日空自訓第 25号
昭和52年 3月31日空自訓第　7号
昭和52年 9月26日空自訓第 17号
昭和53年 1月10日空自訓第　1号
昭和53年 7月21日空自訓第 23号
昭和54年 9月14日空自訓第 16号
昭和55年 4月 5日空自訓第 22号
昭和55年 8月 1日空自訓第 39号
昭和55年12月 5日庁　訓第 40号
昭和56年 4月 3日空自訓第 29号
昭和57年 3月31日空自訓第　7号
昭和57年12月15日空自訓第 37号
昭和59年 6月30日庁　訓第 37号
昭和59年 7月 6日空自訓第 22号
昭和60年 3月 2日空自訓第　7号
昭和61年 1月31日空自訓第　2号
昭和61年 3月28日庁　訓第 10号
昭和61年 9月30日空自訓第 24号
昭和61年12月17日空自訓第 26号
昭和62年 3月20日空自訓第　3号
昭和63年 4月 8日庁　訓第 12号
昭和63年 9月29日空自訓第 29号
平成元年 3月13日空自訓第　7号
平成元年 5月29日空自訓第 31号
平成元年11月 8日空自訓第 36号
平成 2年 3月 7日空自訓第　8号
平成 3年 3月14日空自訓第　7号
平成 4年 3月27日空自訓第 14号
平成 4年 4月10日空自訓第 24号
平成 4年 7月14日空自訓第 27号
平成 5年10月19日空自訓第 26号
平成 5年11月30日空自訓第 28号
平成 6年 6月24日空自訓第 24号
平成 7年 7月17日空自訓第 33号
平成 8年12月 4日空自訓第 19号
平成 9年 1月17日庁　訓第　1号

平成 9年 3月28日空自訓第　8号
平成10年 5月12日空自訓第 19号
平成11年 5月27日空自訓第 18号
平成12年 2月15日空自訓第　1号
平成12年 3月29日空自訓第 17号
平成12年11月 1日空自訓第 26号
平成12年12月14日空自訓第 28号
平成13年 1月 6日庁　訓第　2号
平成13年 3月30日空自訓第 30号
平成13年11月 1日空自訓第 44号
平成14年 8月 9日空自訓第 49号
平成15年 7月 4日空自訓第 30号
平成16年 3月29日空自訓第 20号
平成16年 9月28日空自訓第 42号
平成17年 2月22日空自訓第　5号
平成17年 4月20日空自訓第 19号
平成18年 3月27日庁　訓第 42号
平成18年 7月28日空自訓第 35号
平成19年 1月 5日庁　訓第　1号
平成19年 3月27日省　訓第 10号
平成19年 8月30日省　訓第145号
平成19年 8月31日省　訓第156号
平成19年 9月14日空自訓第 15号
平成20年 3月26日省　訓第 12号
平成20年12月22日空自訓第 27号
平成21年 3月25日省　訓第 14号
平成21年12月22日空自訓第 31号
平成22年 4月 1日省　訓第 15号
平成22年 6月30日省　訓第 29号
平成23年 4月 1日省　訓第 16号
平成23年 8月30日空自訓第 25号
平成23年12月 2日空自訓第 30号
平成24年 3月29日省　訓第 12号
平成25年 3月25日省　訓第 17号
平成26年 7月31日省　訓第 61号
平成27年10月 1日省　訓第 39号
平成28年 4月19日省　訓第 17号
平成29年 4月26日省　訓第 14号
平成30年11月14日空自訓第 18号
令和元年 5月24日空自訓第　1号
令和 2年 3月25日省　訓第 14号
令和 2年 3月31日空自訓第 11号
令和 2年 9月29日空自訓第 21号
令和 3年 3月29日空自訓第　7号
令和 3年10月21日空自訓第 18号
令和 3年12月20日空自訓第 20号
令和 4年 3月15日省　訓第 10号
令和 4年 3月16日空自訓第　7号
令和 5年 3月23日空自訓第 12号
令和 5年 3月31日省　訓第 42号
令和 5年 5月29日空自訓第 20号
令和 5年10月 6日空自訓第 23号
令和 5年11月14日空自訓第 25号
令和 6年 1月12日空自訓第　1号
令和 6年10月29日省　訓第322号
令和 6年10月31日空自訓第 23号

目次

第１章　総則（第１条－第５条）
第２章　教育訓練に関する航空幕僚長等の職責（第６条－第８条）
第３章　基本教育
　第１節　通則（第９条－第13条）
　第２節　一般教育

第１款　通則（第14条）
第２款　空士の一般教育（第15条－第17条）
第３款　空曹候補者の一般教育（第18条－第23条）
第４款　空曹の一般教育（第24条－第26条）
第５款　幹部候補者等の一般教育（第27条－第32条）
第６款　幹部自衛官の一般教育（第33条－第40条）
第３節　技術教育
第１款　通則（第41条）
第２款　飛行教育（第42条－第48条）
第３款　術科教育（第49条－第61条）
第４章　練成訓練
第１節　通則（第62条－第64条）
第２節　個人訓練（第65条－第67条）
第３節　部隊訓練（第68条・第69条）
第５章　教育訓練の検閲及び技能検定
第１節　教育訓練の検閲（第70条・第71条）
第２節　技能検定（第72条・第73条）
第６章　招集訓練（第74条－第75条の２）
第７章　雑則（第76条－第82条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この訓令は、航空自衛隊（航空幕僚長の監督を受ける共同の機関を含む。第３５条を除き、以下同じ。）の教育訓練（自衛隊の統合教育訓練に関する訓令（昭和６１年防衛庁訓令第３２号）第２条に規定する統合教育訓練を除く。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この訓令において「部隊等」とは、航空幕僚監部並びに航空自衛隊の部隊及び機関（航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）をいう。

（教育訓練の目的）

第３条　航空自衛隊における教育訓練は、隊員に、自衛隊の使命を自覚させ、その人格を練磨し、その職務遂行に必要な体力、知識及び技能を付与し、並びに隊員及び部隊等を部隊行動に習熟させ、もつてその任務を完遂するに必要な能力を付与することを目的とする。

（教育訓練の区分）

第４条　教育訓練は、基本教育及び練成訓練に区分する。

（教育訓練の実施）

第５条　教育訓練の実施にあたる者は、自衛隊の行動時において要求される必須の事項を基礎とし、あらかじめ綿密周到な計画を作成し、合理的かつ効率的にこれを行うとともに、常にその成果を検討して教育訓練方法の改善を図り、もつてその目的の達成に努めなければならない。

第２章　教育訓練に関する航空幕僚長等の職責

（航空幕僚長の職責）

第６条　航空幕僚長は、防衛大臣の定める方針に基づき、航空自衛隊の教育訓練に関し、基本的な事項を指示し、その実施を監督するとともに、所要の教育訓練を行う。

（部隊等の長の職責）

第７条　部隊等（航空幕僚監部を除く。）の長は、隷下部隊等の行う教育訓練に関し、必要な事項を指示し、その実施を監督する。

２　部隊等の長は、当該部隊等の教育訓練に関し計画を作成するとともに、教育訓練を行う。

（課程が設置される部隊等の長の職責）

第８条　別表第１から第６までに掲げる課程及び第４９条の規定により航空幕僚長が定める課程が設置される部隊等の長は、当該課程の教育を実施する。

第３章　基本教育

第１節　通則

（基本教育の目的）

第９条　基本教育は、隊員に対し、隊員として必要な資質を養い又は向上させるとともに、部隊等における職務遂行の基礎となる知識及び技能を修得させることを目的とする。

（基本教育の区分）
第10条　基本教育は、一般教育及び技術教育に区分する。

（基本教育の実施）
第11条　基本教育は、自衛官及び自衛官候補生に対し、部隊等に設置される課程、第２７条第３項に規定する隊付教育、第７８条に規定する講習及び第７９条に規定する委託教育により実施する。
２　航空幕僚長は、必要と認めるときは、前項に準じ事務官等に対し基本教育を実施することができる。

（課程等の試行）
第12条　航空幕僚長は、この訓令に定める課程のほかに新たな課程を設置し又は別表第１から別表第４まで、別表第５及び別表第６に掲げる課程若しくは別表第４の２の隊付教育の内容の一部の変更を必要と認める場合は、あらかじめ、防衛大臣の承認を得て、課程の設置並びに課程及び隊付教育の内容の変更を試行することができる。

（学生の選考）
第13条　部隊等に設置される課程、第７８条に規定する講習及び第７９条に規定する委託教育を履修する隊員（以下「学生」という。）の選考に関し必要な事項は、航空幕僚長が定める。

第２節　一般教育
第１款　通則
（一般教育の区分）
第14条　一般教育は、空士（空士となるため教育訓練を受ける自衛官候補生を含む。次条、第１６条及び別表第１において同じ。）の一般教育、空曹候補者の一般教育、空曹の一般教育、幹部候補者等の一般教育及び幹部自衛官の一般教育に区分する。

第２款　空士の一般教育
（空士の一般教育）
第15条　空士の一般教育のため、自衛官候補生課程を置く。

（自衛官候補生課程）
第16条　自衛官候補生課程は、自衛官候補生の必修課程とする。
２　自衛官候補生課程においては、隊員としての資質を養うとともに、空士として必要な基礎的知識及び技能を修得させる。

（設置場所等）
第17条　自衛官候補生課程の設置場所、期間及び主要教育事項は、別表第１のとおりとする。

第３款　空曹候補者の一般教育

第18条　削除

第19条　削除

第20条　削除

（航空学生の一般教育）
第21条　航空学生の一般教育のため、航空学生課程を置く。

（航空学生課程）
第22条　航空学生課程は、航空学生の必修課程とする。
２　航空学生課程においては、空曹としての資質を養うとともに、技術教育を受けるために必要な基礎的知識及び技能を修得させる。

（一般空曹候補生の一般教育）
第22条の２　一般空曹候補生の一般教育のため、一般空曹候補生課程を置く。

（一般空曹候補生課程）
第22条の３　一般空曹候補生課程は、一般空曹候補生の必修課程とする。
２　一般空曹候補生課程においては、新たに任命された一般空曹候補生に対し、空曹としての資質を養うとともに、空曹となる前において必要な基礎的知識及び技能を修得させる。

（空曹予定者の一般教育）
第22条の４　空曹予定者（自衛官候補生課程若しくは一般空曹候補生課程を修了した空士及び空曹候補士のうちから選考した者をいう。次条及び第２５条第１項において同じ。）の一般教育のため、空曹予定者課程を置く。

（空曹予定者課程）
第22条の５　空曹予定者課程は、空曹予定者の必修課程とする。
２　空曹予定者課程においては、空曹としての資質を養うとともに、空曹予定者として必要な知識及び技能を修得させる。

（設置場所等）
第23条　第２１条、第２２条の２及び第２２条の４に規定する各課程の設置場所、期間及び主要教育事項は、別表第２のとおりとする。

第４款　空曹の一般教育
（空曹の一般教育）
第24条　空曹の一般教育のため、次の課程を置く。
(1)　初任空曹課程
(2)　公募空曹課程
(3)　上級空曹課程

（初任空曹課程）
第25条　初任空曹課程は、初任空曹（新たに３等空曹に昇任した者（航空学生又は空曹予定者としての教育訓練を修了して空曹に昇任した者を除く。）をいう。）の必修課程とする。
２　初任空曹課程においては、空曹としての資質を養うとともに、初級の空曹として必要な知識及び技能を修得させる。

（公募空曹課程）
第25条の２　公募空曹課程は、新たに入隊した空曹（自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第１５６号）第２条及び防衛省職員の配偶者同行休業に関する訓令（平成２６年防衛省訓令第４号）第２条に規定する任期付自衛官（第３４条において「任期付自衛官」という。）を除く。）の必修課程とする。
２　公募空曹課程においては、空曹としての資質を養うとともに、空曹として必要な知識及び技能を修得させる。

（上級空曹課程）
第２５条の３　上級空曹課程においては、空曹としての資質を向上させるとともに、上級の空曹として必要な知識及び技能を修得させる。

（設置場所等）
第26条　第２４条に規定する各課程の設置場所、期間及び主要教育事項は、別表第３のとおりとする。

第５款　幹部候補者等の一般教育
（幹部候補者等の一般教育）
第27条　幹部自衛官の候補者の一般教育のため、次の課程を置く。
(1)　一般幹部候補生課程
(2)　飛行幹部候補生課程
(3)　医科歯科看護科幹部候補生課程
２　３等空尉への昇任試験に合格した准空尉及び空曹長の一般教育のため、３尉候補者課程を置く。
３　一般幹部候補生課程又は飛行幹部候補生課程を修了した者の一般教育として、一般幹部候補生課程又は飛行幹部候補生課程に引き続き、隊付教育を実施する。

（一般幹部候補生課程）
第28条　一般幹部候補生課程は、一般幹部候補生及び薬剤科幹部候補生の必修課程とする。
２　一般幹部候補生課程においては、幹部自衛官としての資質を養うとともに、初級の幹部自衛官として必要な基礎的知識及び技能を修得させる。

（飛行幹部候補生課程）
第29条　飛行幹部候補生課程は、飛行幹部候補生の必修課程とする。
２　飛行幹部候補生課程においては、航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第21号）第３条第２項に規定する操縦士及びH操縦士並びに同条第３項に規定する航空

士の技能証明を有する飛行幹部候補生に対し、幹部自衛官としての資質を養うとともに、初級の幹部自衛官として必要な基礎的知識及び技能を修得させる。

（医科歯科看護科幹部候補生課程）
第29条の２　医科歯科看護科幹部候補生課程は、医科幹部候補生、歯科幹部候補生及び看護科科幹部候補生の必修課程とする。
２　医科歯科看護科幹部候補生課程においては、幹部自衛官としての資質を養うとともに、初級の幹部自衛官として必要な基礎的知識及び技能を修得させる。

（３尉候補者課程）
第30条　３尉候補者課程は、第２７条第２項に規定する准空尉及び空曹長の必修課程とする。
２　３尉候補者課程においては、幹部自衛官としての資質を養うとともに、初級の幹部自衛官として必要な基礎的知識及び技能を修得させる。

（隊付教育）
第31条　隊付教育においては、部隊等の実情を把握し、幹部自衛官の地位と責任を自覚させるとともに、初級の幹部自衛官として部隊等の勤務に必要な知識及び技能を修得させる。

（設置場所等）
第32条　第２７条第１項及び第２項に規定する課程の設置場所、期間及び主要教育事項は、別表第４のとおりとし、同条第３項に規定する隊付教育の期間及び主要教育事項は、別表第４の２のとおりとする。

第６款　幹部自衛官の一般教育
（幹部自衛官の一般教育）
第33条　幹部自衛官の一般教育のため、次の課程を置く。
(1)　公募幹部課程
(2)　幹部補備課程
(3)　幹部普通課程
(4)　幹部特別課程
(5)　指揮幕僚課程
(6)　幹部高級課程

（公募幹部課程）
第34条　公募幹部課程においては、新たに入隊した幹部自衛官（任期付自衛官を除く。）に対し、幹部自衛官としての資質を養うとともに、必要な基礎的知識及び技能を修得させる。

（幹部補備課程）
第35条　幹部補備課程においては、陸上自衛官又は海上自衛官から航空自衛隊の幹部自衛官に転官した者に対し、航空自衛隊の幹部自衛官として必要な基礎的知識及び技能を修得させる。

（幹部普通課程）
第36条　幹部普通課程においては、幹部自衛官としての資質を養うとともに、中級の指揮官及び幕僚として必要な知識及び技能を修得させる。

（幹部特別課程）
第37条　幹部特別課程においては、幹部自衛官としての資質を向上させるとともに、中級の指揮官又は幕僚として作戦運用、基地の運営等に関する職務を遂行するために必要な知識及び技能を修得させる。

（指揮幕僚課程）
第38条　指揮幕僚課程においては、幹部自衛官としての資質を向上させるとともに、上級の指揮官及び幕僚として必要な基礎的知識及び技能を修得させる。

（幹部高級課程）
第39条　幹部高級課程においては、幹部自衛官としての資質を向上させるとともに、上級の指揮官及び幕僚として必要な知識及び技能を修得させる。

（設置場所等）
第40条　第３３条に規定する各課程の設置場所、期間及び主要教育事項は、別表第５のとおりとする。

第３節　技術教育

第１款　通則

（技術教育の区分）

第41条　技術教育は、飛行教育及び術科教育に区分する。

第２款　飛行教育

（飛行教育の区分及び課程）

第42条　飛行教育は、初級操縦教育、上級操縦教育、初級戦技教育、上級戦技教育及びその他の飛行教育に区分し、別表第６に示す課程を置く。

（初級操縦教育の各課程）

第43条　初級操縦教育の各課程においては、航空自衛隊の操縦者しての資質を養うとともに、それぞれの機種による操縦教育を行い、初級の操縦者として必要な基礎的知識及び技能を修得させる。

（上級操縦教育の各課程）

第44条　上級操縦教育の各課程においては、航空自衛隊の操縦者としての資質を養うとともに、初級操縦教育に従事する教官又は計器飛行訓練の指導者として必要な知識及び技能を修得させる。

（初級戦技教育の各課程）

第45条　初級戦技教育の各課程においては、航空自衛隊の操縦者としての資質を養うとともに、それぞれの機種に応ずる戦技教育を行い、実用機の操縦者として必要な基礎的知識及び技能を修得させる。

（上級戦技教育の各課程）

第46条　上級戦技教育の各課程においては、航空自衛隊の操縦者としての資質を養うとともに、それぞれの機種に応ずる戦技訓練の指導者として必要な知識及び技能を修得させる。

（その他の飛行教育の各課程）

第47条　その他の飛行教育の各課程においては、それぞれの課程に応じ、操縦者又は飛行に関する職務に従事する幹部自衛官としての資質を養うとともに、必要な知識及び技能を修得させる。

（課程の名称等）

第48条　第４２条に規定する各課程の名称、設置場所、期間、機種及び飛行時間の基準は、別表第６のとおりとする。

第３款　術科教育

（術科教育の区分等）

第49条　術科教育は、空士、空曹候補者、空曹及び准空尉に対する術科教育（以下「准尉曹士術科教育」という。）並びに幹部候補者及び幹部自衛官に対する術科教育（以下「幹部術科教育」という。）に区分するものとし、航空幕僚長は、それぞれ次に掲げる課程の区分にしたがい所要の課程を置くものとする。

(1)　准尉曹士術科教育
　　初級特技員の課程
　　中級特技員の課程
　　上級特技員の課程
　　術科特修課程
　　特別の准尉曹士術科課程

(2)　幹部術科教育
　　初級の幹部術科課程
　　上級の幹部術科課程
　　術科専攻課程
　　術科研修課程
　　特別の幹部術科課程

（初級特技員の課程）

第50条　初級特技員の課程においては、初級の特技を保有する者としての資質を養うとともに、必要な知識及び技能を修得させる。

（中級特技員の課程）

第51条　中級特技員の課程においては、中級の特技を保有する者としての資質を養うとともに、必要な知識及び技能を修得させる。

（上級特技員の課程）

第51条の２　上級特技員の課程においては、上級の特技を保有する者としての資質を養うとともに、必要な知識及び技能を修得させる。

（術科特修課程）
第51条の３　術科特修課程においては、上級の特技を保有する者に対し、上級の空曹としての資質を向上させるとともに、職務遂行に必要な知識及び技能を修得させる。

（特別の准尉曹士術科課程）
第52条　特別の准尉曹士術科課程においては、装備の改変若しくは特技職の変更に応じ又は特別の職務に従事させるため必要な知識及び技能を修得させる。

（初級の幹部術科課程）
第53条　初級の幹部術科課程においては、特技を保有する尉たる幹部自衛官としての資質を養うとともに、必要な基礎的知識及び技能を修得させる。

（上級の幹部術科課程）
第54条　上級の幹部術科課程においては、特技を保有する佐たる幹部自衛官としての資質を養うとともに、必要な知識及び技能を修得させる。

（術科専攻課程）
第55条　術科専攻課程においては、幹部自衛官としての資質を向上させるとともに、当該幹部自衛官の特技について専門的かつ高度の知識及び技能を修得させる。

第56条　削除

（術科研修課程）
第57条　術科研修課程においては、上級の指揮官又は幕僚として職務を遂行するため、当該幹部自衛官の特技以外の特定の特技に関する必要な知識及び技能を修得させる。

（特別の幹部術科課程）
第58条　特別の幹部術科課程においては、装備の改変若しくは特技職の変更に応じ又は特別の職務に従事させるため必要な知識及び技能を修得させる。

第59条　削除

第60条　削除

第61条　削除

第４章　練成訓練

第１節　通則

（練成訓練の目的）
第62条　練成訓練は、隊員の練度を向上し、精強な部隊等を練成することを目的とする。

（練成訓練の区分）
第63条　練成訓練は、個人の練成訓練（以下「個人訓練」という。）及び部隊等の練成訓練（以下「部隊訓練」という。）に区分する。

（練成訓練の実施）
第64条　練成訓練は、部隊等の特性及び実情に応じ、基本的な訓練から応用的な訓練に段階的に進めるものとする。

第２節　個人訓練

（個人訓練の目的）
第65条　個人訓練は、部隊訓練の基礎を確立するため、部隊等の一員としてそれぞれの地位に応ずる資質並びに職務遂行に必要な知識及び技能を向上させることを目的とする。

（個人訓練の実施）
第66条　個人訓練は、基本教育と連係し、航空幕僚長が定める実施基準に基づき実施する。

（個人訓練の委託）
第67条　部隊等の長は、所属する隊員の個人訓練の一部を、他の部隊等に委託することができる。

第３節　部隊訓練

（部隊訓練の目的）

第68条　部隊訓練は、部隊等がその組織としての行動に習熟し、与えられた機能を十分に発揮できるように練度を向上させることを目的とする。

（部隊訓練の実施）

第69条　部隊訓練は、自衛隊の統合教育訓練に関する訓令第１１条に規定する中期統合訓練計画及び年度統合訓練計画を踏まえるとともに、各級の部隊等ごとに航空幕僚長が定める実施基準に基づき実施する。

２　前項の訓練の実施にあたつては、必要に応じ、陸上自衛隊（自衛隊情報保全隊及び陸上幕僚長の監督を受ける共同の機関を含む。第７９条及び第８０条第１項において同じ。）、海上自衛隊（海上幕僚長の監督を受ける共同の機関を含む。第７９条及び第８０条第１項において同じ。）等と協同して訓練するものとする。

３　航空幕僚長は、アメリカ合衆国軍隊と共同して部隊訓練を実施しようとする場合には、あらかじめ訓練の大綱を防衛大臣に報告し、訓練実施後速やかに成果について報告するとともに、統合幕僚長に通知するものとする。

第５章　教育訓練の検閲及び技能検定

第１節　教育訓練の検閲

（教育訓練の検閲の目的）

第70条　教育訓練の検閲は、部隊等の教育訓練の成果を評価するとともに、その進歩向上を促すことを目的とする。

（教育訓練の検閲の実施）

第71条　教育訓練の検閲は、部隊等の長が、教育訓練の検閲実施の基準に基づき実施する。

２　航空幕僚長又はその指定する者は、必要と認める場合においては、部隊等に対し、教育訓練の検閲を実施するものとする。

３　第１項の教育訓練の検閲実施の基準は、航空幕僚長が定める。

第２節　技能検定

（技能検定の目的）

第72条　技能検定は、隊員の練度を評価判定するとともに、その進歩向上を促すことを目的とする。

（技能検定の実施）

第73条　技能検定は、部隊等の長が技能検定基準に基づき実施する。

２　前項の技能検定基準は、航空幕僚長が定める。

第６章　招集訓練

（招集訓練の目的）

第74条　予備自衛官の訓練招集時の訓練（以下「招集訓練」という。）は、予備自衛官としての資質を養うとともに、予備自衛官として必要な知識及び技能について復習を行い、練度の維持を図り、必要に応じ新規の事項を修得させることを目的とする。

（招集訓練の実施）

第75条　招集訓練は、予備自衛官の招集手続に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第33号）第２条第４号に規定する訓練招集部隊等の長が航空幕僚長の定める招集訓練基準に基づき実施する。

（訓練招集期間を減じる場合）

第75条の２　防衛大臣は、自衛隊法（昭和29年法律第165号。第80条第２項において「法」という。）第70条第１項各号の規定による招集命令を受け、同条第３項の規定により自衛官となって勤務した予備自衛官に係る訓練招集期間について、その自衛官となって勤務した期間（以下この項において「勤務期間」という。）が終了した日の属する年度内の勤務期間に相当する期間の範囲内の日数を、勤務期間が終了した日の属する年度内の現に残存する訓練招集期間（次項において「残存訓練招集期間」という。）の日数から減じることができる。

２　前項の場合において、防衛大臣は、当該予備自衛官が現に有する知識及び技能並びに自衛官となって勤務した内容と、残存訓練招集期間の招集訓練において当該予備自衛官が受けることとなる訓練の内容とを勘案して、その都度減じる期間を決定するものとする。

第７章　雑則

（飛行時間の基準）

第76条　教育訓練のための操縦者等の飛行時間の基準については、航空従事者年間飛行規則（昭和30

年防衛庁訓令第41号）に規定するところによるほか、基本教育については別表第６、練成訓練については別表第７のとおりとする。

（競技）
第77条　部隊等の長は、射撃、体育、術科等について、隊員の技能向上を促し、部隊等の士気の高揚及び団結の強化に資するために競技を行うことができる。

（講習）
第78条　部隊等の長は、部隊等における教育訓練のため、必要に応じ、講習を実施することができる。

（委託教育）
第79条　航空幕僚長は、必要と認めるときは隊員の教育訓練を陸上自衛隊、海上自衛隊、自衛隊サイバー防衛隊、防衛省本省の施設等機関、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局若しくは防衛装備庁又は防衛省以外の教育機関等に委託することができる。

（受託教育）
第80条　航空幕僚長は、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、防衛省本省の施設等機関の長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長又は防衛装備庁長官から依頼があつたときは、部隊等において陸上自衛隊、海上自衛隊、自衛隊サイバー防衛隊、防衛省本省の施設等機関、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局又は防衛装備庁の隊員の教育を受託することができる。
２　隊員でない者の受託教育については、法第１００条の２及びこれに基づく命令に定めるところによる。

（報告）
第81条　航空幕僚長は、当該年度に実施した教育訓練について当該年度の終了後速やかにその実施の成果を防衛大臣に報告するとともに、統合幕僚長に通知するものとする。
２　航空幕僚長は、第４９条の規定に基づき設置した各課程の名称、設置場所及び期間をその設置の都度速やかに防衛大臣に報告するものとする。

（委任規定）
第82条　この訓令の実施に関し必要な事項は、航空幕僚長が定める。

附　則
１　この訓令は、昭和41年４月１日から施行する。
２　航空自衛隊の学校等及び教育部隊における教育訓練に関する訓令（昭和34年航空自衛隊訓令第11号）は、廃止する。
３　この訓令施行の際現に従前の規定により実施されている課程は、この訓令の相当規定による課程として実施されたものとみなす。

附　則（昭和42年３月27日航空自衛隊達第３号）
この訓令は、昭和42年４月１日から施行する。

附　則（昭和42年10月18日航空自衛隊達第９号）
この訓令は、昭和42年10月25日から施行する。

附　則（昭和44年６月27日航空自衛隊訓令第３号）
１　この訓令は、昭和44年６月27日から施行する。
２　この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の第１初級操縦課程及び第２初級操縦課程履修中の学生に対する当該課程の実施は、当該課程の教育が終了するまでの間、なお従前の例による。

附　則（昭和44年９月26日航空自衛隊訓令第５号）
この訓令は、昭和44年10月１日から施行する。

附　則（昭和44年12月17日防衛庁訓令第42号抄）
１　この訓令は、昭和44年12月17日から施行する。
２　この訓令施行の際現に操縦幹部候補生として任用されている者は、この訓令の規定による飛行幹部候補生として任用されたものとみなす。

附　則（昭和45年６月18日防衛庁訓令第26号抄）
１　この訓令は、昭和45年６月22日から施行する。

附　則（昭和45年７月15日航空自衛隊訓令第１号）
１　この訓令は、昭和45年７月20日から施行する。
２　この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の基本操縦課程、輸送機操縦課程及び救難計器飛行課程履習中の学生に対する教育については、当該課程の教育が終了するまでの間、なお従前の例による。

附　則（昭和46年２月26日航空自衛隊訓令第３号）
この訓令は、昭和46年３月１日から施行する。

附　則（昭和48年３月14日航空自衛隊訓令第10号）
１　この訓令は、昭和48年４月１日から施行する。
２　この訓令の施行の際、現に航空学生基礎課程を履修中の者に対する航空学生である間の教育については、なお従前の例による。

附　則（昭和48年８月21日航空自衛隊訓令第35号）
この訓令は、昭和48年８月23日から施行する。

附　則（昭和48年９月28日航空自衛隊訓令第39号）
この訓令は、昭和48年10月１日から施行する。

附　則（昭和48年12月14日航空自衛隊訓令第64号）
この訓令は、昭和48年12月20日から施行する。

附　則（昭和49年４月８日航空自衛隊訓令第11号）
この訓令は、昭和49年４月11日から施行する。

附　則（昭和49年８月13日航空自衛隊訓令第37号）
この訓令は、昭和49年８月13日から施行する。

附　則（昭和49年11月８日航空自衛隊訓令第44号）
この訓令は、昭和49年11月８日から施行する。

附　則（昭和49年12月７日航空自衛隊訓令第49号）
この訓令は、昭和49年12月７日から施行する。

附　則（昭和50年10月６日航空自衛隊訓令第24号）
１　この訓令は、昭和50年10月６日から施行する。
２　改正後の別表第４の規定にかかわらず、この訓令施行の際現に教育が実施されている一般幹部候補生（一般幹部候補生試験の合格者のうち、技術の研究開発、行政等に従事することとなる要員に限る。）及び薬剤科幹部候補生に係る一般幹部候補生課程の期間は約25週とし、昭和50年度に教育が行われる３尉候補者課程の期間は約８週とする。

附　則（昭和51年３月８日航空自衛隊訓令第７号）
１　この訓令は、昭和51年３月15日から施行する。
２　この訓令の施行の日までにこの訓令による改正前の第１初級操縦課程を修了している者に対する初級操縦教育については、なお従前の例による。

附　則（昭和51年12月10日航空自衛隊訓令第25号）
この訓令は、昭和51年12月10日から施行する。

附　則（昭和52年３月31日航空自衛隊訓令第７号）
１　この訓令は、昭和52年４月１日から施行する。
２　この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の初級専門員の課程及び技術員の課程を履修している者に対する教育については、当該課程が終了するまでの間、なお従前の例による。

附　則（昭和52年９月26日航空自衛隊訓令第17号）
１　この訓令は、昭和52年10月１日から施行する。
２　この訓令の施行の際現に設置されている輸送機操縦課程は、改正後の規定により設置された輸送機操縦（ＹＳ－11）課程とみなす。

附　則（昭和53年１月10日航空自衛隊訓令第１号）
この訓令は、昭和53年４月１日から施行する。

附　則（昭和53年７月21日航空自衛隊訓令第23号）
この訓令は、昭和53年７月21日から施行する。

附　則（昭和54年９月14日航空自衛隊訓令第16号）
この訓令は、昭和54年９月15日から施行する。

附　則（昭和55年４月５日航空自衛隊訓令第22号）
この訓令は、昭和55年４月５日から施行する。

附　則（昭和55年８月１日航空自衛隊訓令第39号）
１　この訓令は、昭和55年８月１日から施行する。
２　この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の飛行教育の課程を履習している者に対する教育及び改正前の輸送機戦術（Ｃ－１）課程の教育については、昭和56年３月31日までの間、なお従前の例による。

附　則（昭和55年12月５日防衛庁訓令第40号抄）
１　この訓令は、昭和55年12月５日から施行する。
６　この訓令の施行の日までに３等空尉への昇任試験に合格した１等空曹たる自衛官に対しては、改正後の航空自衛隊の教育訓練に関する訓令第27条第２項及び第30条第１項の規定にかかわらず、当該階級のまま３尉候補者課程の教育を受けさせることができる。

附　則（昭和56年４月３日航空自衛隊訓令第29号）
この訓令は、昭和56年４月３日から施行する。

附　則（昭和57年３月31日航空自衛隊訓令第７号）
この訓令は、昭和57年４月１日から施行する。

附　則（昭和57年12月15日航空自衛隊訓令第37号）
この訓令は、昭和57年12月21日から施行する。

附　則（昭和59年６月30日防衛庁訓令第37号抄）
１　この訓令は、昭和59年７月１日から施行する。

附　則（昭和59年７月６日航空自衛隊訓令第22号）
この訓令は、昭和59年７月10日から施行する。

附　則（昭和60年３月２日航空自衛隊訓令第７号）
この訓令は、昭和60年３月２日から施行する。

附　則（昭和61年１月31日航空自衛隊訓令第２号）
１　この訓令は、昭和61年２月１日から施行する。
２　この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の一般幹部候補生課程（一般幹部候補生（防衛大学校の卒業者）に係るものを除く。）及び飛行幹部候補生課程を履習している者に対する教育については、当該課程が終了するまでの間、なお従前の例による。

附　則（昭和61年３月28日防衛庁訓令第10号抄）
１　この訓令は、昭和61年４月１日から施行する。

附　則（昭和61年９月30日航空自衛隊訓令第24号）
１　この訓令は、昭和61年９月30日から施行する。
２　この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の戦闘操縦（Ｔ－２）基礎課程及び戦闘操縦（Ｔ－２）課程を履修している者に対する初級戦技教育については、昭和62年５月31日までの間、なお従前の例による。

附　則（昭和61年12月17日航空自衛隊訓令第26号）
この訓令は、昭和61年12月19日から施行する。

附　則（昭和62年３月20日航空自衛隊訓令第３号）
この訓令は、昭和62年３月20日から施行する。

附　則（昭和63年４月８日防衛庁訓令第12号）

この訓令は、昭和63年４月８日から施行する。

附　則（昭和63年９月29日航空自衛隊訓令第29号）
この訓令は、昭和63年10月１日から施行する。

附　則（平成元年３月13日航空自衛隊訓令第７号）
この訓令は、平成元年３月16日から施行する。

附　則（平成元年５月29日航空自衛隊訓令第31号）
この訓令は、平成元年５月29日から施行する。

附　則（平成元年11月８日航空自衛隊訓令第36号）
１　この訓令は、平成元年11月10日から施行する。
２　この訓令の施行の際、現に教育が実施されている改正前の航空自衛隊の教育訓練に関する訓令別表第６の基本操縦課程については、当該課程における教育が終了するまでの間、改正後の航空自衛隊の教育訓練に関する訓令別表第６の規定にかかわらず、初級操縦教育の基本操縦課程として引き続き設置する。

附　則（平成２年３月７日航空自衛隊訓令第８号）
この訓令は、平成２年４月１日から施行する。

附　則（平成３年３月14日航空自衛隊訓令第７号）
１　この訓令は、平成３年３月15日から施行する。
２　この訓令の施行の際、現に教育が実施されている改正前の航空自衛隊の教育訓練に関する訓令別表第６の基本操縦（Ｔ－４）課程及び基本操縦教官（Ｔ－４）課程については、当該課程における教育が修了するまでの間、改正後の航空自衛隊の教育訓練に関する訓令別表第６の規定にかかわらず、基本操縦（Ｔ－４）課程及び基本操縦教官（Ｔ－４）課程として引き続き設置する。

附　則（平成４年３月27日航空自衛隊訓令第14号）
この訓令は、平成４年４月１日から施行する。ただし、別表第43尉候補者課程の項の改正規定は、平成４年９月１日から施行する。

附　則（平成４年４月10日航空自衛隊訓令第24号）
１　この訓令は、平成４年４月10日から施行する。
２　この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の第１初級操縦課程、第２初級操縦課程又は基本操縦課程を履修している者に対する初級操縦教育については、なお従前の例による。

附　則（平成４年７月14日航空自衛隊訓令第27号）
この訓令は、平成４年７月15日から施行する。

附　則（平成５年10月19日航空自衛隊訓令第26号）
この訓令は、平成５年10月19日から施行する。

附　則（平成５年11月30日航空自衛隊訓令第28号）
１　この訓令は、平成５年11月30日から施行する。
２　この訓令の施行の際、現に教育が実施されている改正前の航空自衛隊の教育訓練に関する訓令別表第６の救難操縦課程については、当該課程における教育が終了するまでの間、改正後の航空自衛隊の教育訓練に関する訓令別表第６の規定にかかわらず、救難操縦課程として引き続き設置する。

附　則（平成６年６月24日航空自衛隊訓令第24号）
この訓令は、平成６年７月１日から施行する。

附　則（平成７年７月17日航空自衛隊訓令第33号）
１　この訓令は、平成７年７月17日から施行する。
２　この訓令の施行の際、現に教育が実施されている改正前の航空自衛隊の教育訓練に関する訓令別表第６の基本操縦課程及び戦闘操縦教官（Ｔ－２）課程については、当該課程における教育が終了するまでの間、改正後の航空自衛隊の教育訓練に関する訓令別表第６の規定にかかわらず、基本操縦課程及び戦闘操縦教官（Ｔ－２）課程として引き続き設置する。

附　則（平成８年12月４日航空自衛隊訓令第19号）
この訓令は、平成８年12月４日から施行する。

附　則（平成９年１月17日防衛庁訓令第１号）
この訓令は、平成９年１月20日から施行する。

附　則（平成９年３月28日航空自衛隊訓令第８号）
この訓令は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成10年５月12日航空自衛隊訓令第19号）
この訓令は、平成10年５月12日から施行する。

附　則（平成11年５月27日航空自衛隊訓令第18号）
この訓令は、平成11年６月１日から施行する。

附　則（平成12年２月15日航空自衛隊訓令第１号）
この訓令は、平成12年２月17日から施行する。

附　則（平成12年３月29日航空自衛隊訓令第17号）
この訓令は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成12年11月１日航空自衛隊訓令第26号）
この訓令は、平成12年11月６日から施行する。

附　則（平成12年12月14日航空自衛隊訓令第28号）
この訓令は、平成12年12月14日から施行する。

附　則（平成13年１月６日防衛庁訓令第２号抄）
この訓令は、平成13年１月６日から施行する。

附　則（平成13年３月30日航空自衛隊訓令第30号）
この訓令は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成13年11月１日航空自衛隊訓令第44号）
この訓令は、平成13年11月20日から施行する。

附　則（平成14年８月９日航空自衛隊訓令第49号）
この訓令は、平成14年８月19日から施行する。

附　則（平成15年７月４日航空自衛隊訓令第30号）
この訓令は、平成15年７月15日から施行する。

附　則（平成16年３月29日航空自衛隊訓令第20号）
この訓令は、平成16年３月29日から施行する。

附　則（平成16年９月28日航空自衛隊訓令第42号）
この訓令は、平成16年９月28日から施行する。

附　則（平成17年２月22日航空自衛隊訓令第５号）
１　この訓令は、平成17年２月22日から施行する。
２　この訓令の施行の際、現に設置されている戦闘機操縦課程は、改正後の規定により設置された戦闘機操縦（Ｆ－１５）課程とみなす。

附　則（平成17年４月20日航空自衛隊訓令第19号）
１　この訓令は、平成17年４月20日から施行する。
２　この訓令の施行の際、現に設置されている初級操縦課程は、改正後の規定により設置された初級操縦（Ｔ－３）課程とみなす。

附　則（平成18年３月27日防衛庁訓令第42号）
この訓令は、平成18年３月27日から施行する。

附　則（平成18年７月28日航空自衛隊訓令第35号）
この訓令は、平成18年７月31日から施行する。

附　則（平成19年１月５日防衛庁訓令第１号）（抄）

１　この訓令は、平成19年１月９日から施行する。

附　則（平成19年３月27日防衛省訓令第10号）
この訓令は、平成19年３月28日から施行する。

附　則（平成19年８月30日防衛省訓令第145号）（抄）
１　この訓令は、平成19年９月１日から施行する。

附　則（平成19年９月14日空自訓第15号）
この訓令は、平成19年９月14日から施行する。

附　則（平成20年３月25日防衛省訓令第12号）
この訓令は、平成20年３月26日から施行する。

附　則（平成21年12月22日空自訓第31号）
この訓令は、平成21年12月22日から施行する。

附　則（平成22年４月１日防衛省訓令第15号）
この訓令は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成22年６月30日防衛省訓令第29号）
１　この訓令は、平成22年７月１日から施行する。
９　この訓令の施行の日以降に自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）第２４条第１項の規定により採用された空士に対する一般教育は、第４３条の規定による改正後の航空自衛隊の教育訓練に関する訓令第１４条から第１７条まで及び別表第１の規定にかかわらず、なお従前の例による。
１０　この訓令の施行の際現に第４３条の規定による改正前の航空自衛隊の教育訓練に関する訓令第１５条から第１７条までの規定による新隊員課程（次項及び第１２項において「改正前の新隊員課程」という。）の教育を受けている者の教育については、なお従前の例による。
１１　改正前の新隊員課程の教育を修了した者の第４３条の規定による改正後の航空自衛隊の教育訓練に関する訓令第２２条の６の規定の適用については、同条中「自衛官候補生課程」とあるのは、「改正前の新隊員課程」とする。
１２　航空幕僚長は、改正前の新隊員課程を修了した者が一般空曹候補生に任命された場合は、当該者の一般空曹候補生課程の期間を短縮し、又はその主要教育事項の一部を免除して当該課程を履修させることができる。

附　則（平成23年４月１日防衛省訓令第16号）
１　この訓令は、平成23年４月１日から施行する。
１０　航空自衛隊生徒としての教育訓練を修了し３等空曹に昇任した者の第６８条による改正後の航空自衛隊の教育訓練に関する訓令第２５条第１項の規定の適用については、同項中の「航空学生」とあるのは、「航空自衛隊生徒、航空学生」とする。

附　則（平成23年８月30日空自訓第25号）
この訓令は、平成23年８月30日から施行する。

附　則（平成23年12月２日空自訓第30号）
この訓令は、平成23年12月２日から施行する。

附　則（平成24年３月29日防衛省訓令第12号）
この訓令は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月25日防衛省訓令第17号）
この訓令は、平成25年３月26日から施行する。

附　則（平成27年10月１日防衛省訓令第39号）（抄）
（施行期日）
１　この訓令は、平成27年10月１日から施行する。
附　則（平成28年4月19日防衛省訓令第17号）
この訓令は、平成28年4月19日から施行する。
附　則（平成29年4月26日空自訓第17号）
この訓令は、平成29年4月26日から施行する。
附　則（平成30年11月14日空自訓第18号）

この訓令は、平成30年11月15日から施行する。
附　則（令和元年5月24日空自訓第1号）
この訓令は、令和元年5月24日から施行する。
附　則（令和２年3月25日防衛省訓令第14号）
この訓令は、令和２年3月26日から施行する。
附　則（令和２年3月31日空自訓第11号）
この訓令は、令和２年4月１日から施行する。
附　則（令和２年9月29日空自訓第21号）
この訓令は、令和２年9月29日から施行する。
附　則（令和３年3月29日空自訓第7号）
この訓令は、令和３年4月1日から施行する。
附　則（令和３年10月21日空自訓第18号）
この訓令は、令和３年10月29日から施行する。
附　則（令和３年12月20日空自訓第20号）
この訓令は、令和３年12月20日から施行する。
附　則（令和４年3月15日防衛省訓令第10号）
この訓令は、令和４年3月17日から施行する。
附　則（令和４年3月16日空自訓第7号）
この訓令は、令和４年3月17日から施行する。
附　則（令和５年3月23日空自訓第12号）
この訓令は、令和５年4月1日から施行する。
附　則（令和５年3月31日防衛省訓令第42号）
この訓令は、令和５年4月1日から施行する。
附　則（令和５年5月29日空自訓第20号）
この訓令は、令和５年6月1日から施行する。
附　則（令和５年10月6日空自訓第23号）
この訓令は、令和５年10月6日から施行する。
附　則（令和５年11月14日空自訓第25号）
この訓令は、令和５年11月14日から施行する。
附　則（令和６年1月12日空自訓第1号）
この訓令は、令和６年1月12日から施行する。
附　則（令和６年10月29日防衛省訓令第322号）
この訓令は、令和６年10月29日から施行する。
附　則（令和６年10月31日空自訓第23号）
この訓令は、令和６年10月31日から施行する。

別表第１（第８条、第１２条、第１７条関係）
空士の課程

課程名	設置場所	期間	主要教育事項
自衛官候補生課程	航空教育隊	約３月	精神教育、服務、防衛学、教練及び体育

別表第２（第８条、第１２条、第２３条関係）
空曹候補者の課程

課程名	設置場所	期間	主要教育事項
航空学生課程	第12飛行教育団	約101週	精神教育、服務、防衛学、普通学、教練及び体育
一般空曹候補生課程	航空教育隊	約14週	精神教育、服務、防衛学、教練及び体育
空曹予定者課程	航空教育隊	約9週	精神教育、服務、防衛学、教練及び体育

備考：航空幕僚長は、自衛官候補生課程を修了した航空自衛官である者が一般空曹候補生に任命された場合は、その者に対する一般空曹候補生課程の期間を短縮し、又はその主要教育事項の一部を免除して当該課程を履修させることができる。

別表第３（第８条、第１２条、第２６条関係）

空曹の課程

課程名	設置場所	期間	主要教育事項
初任空曹課程	航空教育隊	約9週	精神教育、服務、防衛学、教練及び体育
公募空曹課程	航空教育隊	約13週	精神教育、服務、防衛学、教練及び体育
上級空曹課程	航空教育隊	約3週	精神教育、服務及び防衛学

別表第４（第８条、第１２条、第３２条関係）
幹部候補者等の課程

課程名		設置場所	期間	主要教育事項
一般幹部候補生課程	一般幹部候補生（防衛大学校の卒業者及び一般幹部候補生試験の合格者）及び薬剤科幹部候補生	幹部候補生学校	約34週	精神教育、服務、防衛学、普通学、教練及び体育
	一般幹部候補生（部内選抜試験の合格者）		約26週	
飛行幹部候補生課程		幹部候補生学校	約17週	精神教育、服務、防衛学、普通学、教練及び体育
医科歯科看護科幹部候補生課程		幹部候補生学校	約6週	精神教育、服務、防衛学、教練及び体育
３尉候補者課程		幹部候補生学校	約13週	精神教育、服務、防衛学、普通学、教練及び体育

別表第４の２（第１２条、第３２条関係）
隊付教育

対象者		期間	主要教育事項
一般幹部候補生課程修了者	防衛大学校の卒業者及び一般幹部候補生試験の合格者	約８週	精神教育、服務、教練、体育、指揮、管理及び部隊業務
	部内選抜試験の合格者及び薬剤科幹部候補生試験の合格者	航空幕僚長の定める期間	
飛行幹部候補生課程の修了者		航空幕僚長の定める期間	精神教育、服務、教練、体育、指揮、管理及び部隊業務

別表第５（第８条、第１２条、第４０条関係）
幹部の課程

課程名	設置場所	期間	主要教育事項
公募幹部課程	幹部候補生学校	約8週	精神教育、服務、防衛学、教練及び体育
幹部補備課程	幹部候補生学校	約4週	服務、防衛学、教練及び体育

幹部普通課程	幹部学校	約10週	精神教育、防衛学及び体育
幹部特別課程	幹部学校	約7週	防衛学
指揮幕僚課程	幹部学校	約47週	防衛学及び体育
幹部高級課程	幹部学校	約25週	防衛学及び体育

別表第６（第８条、第１２条、第４２条、第４８条、第７６条関係）
飛行教育の課程

区分	課程名	設置場所	期間	機種	飛行時間の基準
初級操縦教育	初級操縦(T-7)課程	第11飛行教育団	約22週	T-7	60時間
		第12飛行教育団			
	基本操縦(T-4)前期課程	第13飛行教育団	約24週	T-4	65時間
	基本操縦(T-4)後期課程	第１航空団	約30週	T-4	95時間
	基本操縦(T-400)課程	第１航空団	約34週	T-400	120時間
	基本操縦(T-400)課程（長期）	第１航空団	約47週	T-400	170時間
上級操縦教育	初級操縦教官(T-7)課程	第11飛行教育団	約７週又は約9週	T-7	35時間又は60時間
		第12飛行教育団			
	初級操縦教官機種転換(T-7)課程	第11飛行教育団	約４週又は約5週	T-7	12時間又は20時間
		第12飛行教育団			
	基本操縦前期教官(T-4)課程	第13飛行教育団	約15週	T-4	80時間
	基本操縦後期教官(T-4)課程	第１航空団	約15週	T-4	80時間
	基本操縦教官(T-400)課程	第１航空団	約8週	T-400	25時間
	計器飛行教官(T-4)課程	第１航空団	約6週	T-4	20時間
	計器飛行教官(T-400)課程	第１航空団	約６週又は約11週	T-400	20時間又は40時間
初級戦技教育	戦闘機操縦基礎課程	第１航空団	約8週	T-4	20時間
	戦闘機操縦(F-15)課程	飛行教育航空隊	約35週	F-15	100時間
	戦闘機操縦(F-2)課程	第４航空団	約37週	F-2	100時間
	輸送機操縦(YS-11)課程	第３輸送航空隊	約22週	YS-11	70時間
	輸送機操縦(C-1)課程	第３輸送航空隊	約23週	C-1	70時間
	輸送機操縦(C-2)課程	第３輸送航空隊	約19週	C-2	36時間
	輸送機操縦(C-130)課程	第１輸送航空隊	約19週	C-130	36時間
	空中給油・輸送機操縦(KC-767)課程	第１輸送航空隊	約30週	KC-767	44時間

	救難操縦(U-125A)課程	航空救難団	約16週	U-125A	50時間
	救難操縦(UH-60J)課程	航空救難団	約24週	UH-60J	85時間
	F-15機種転換操縦課程	飛行教育航空隊	約15週又は約17週	F-15	20時間又は30時間
	F-2機種転換操縦課程	第４航空団	約12週又は約17週	F-2	10時間又は20時間
	F-35A機種転換操縦課程	第３航空団	約20週	F-35A	22時間
	T-4機種転換操縦課程	第１航空団	約5週	T-4	15時間
	T-400機種転換操縦課程	第１航空団	約8週	T-400	20時間
	C-1機種転換操縦課程	第３輸送航空隊	約10週	C-1	30時間
	C-2機種転換操縦課程	第３輸送航空隊	約12週	C-2	18時間
	C-130機種転換操縦課程	第１輸送航空隊	約10週	C-130	30時間
	KC-767機種転換操縦課程	第１輸送航空隊	約６週又は約23週	KC-767	15時間又は24時間
	CH-47J機種転換操縦課程	航空救難団	約8週	CH-47J	20時間
	E-2C機種転換操縦課程	警戒航空団	約13週	E-2C	30時間
	E-2D機種転換操縦課程	警戒航空団	約７週、約８週、約11週又は約12週	E-2D	11時間、17時間、23時間又は31時間
	E-767機種転換操縦課程	警戒航空団	約６週又は約21週	E-767	12時間又は20時間
	U-125A機種転換操縦課程	航空救難団	約10週	U-125A	30時間
	U-4機種転換操縦課程	第２輸送航空隊	約8週	U-4	20時間
	U-680A機種転換操縦課程	飛行点検隊	約10週	U-680A	26時間
	UH-60J機種転換操縦課程	航空救難団	約8週	UH-60J	25時間
上級戦技教育	戦闘機操縦教官(F-15)課程	飛行教育航空隊	約５週、約７週又は約9週	F-15	20時間、30時間又は45時間
	戦闘機操縦教官(F-2)課程	第４航空団	約５週、約７週又は約9週	F-2	20時間、30時間又は45時間
	輸送機操縦教官(YS-11)課程	第３輸送航空隊	約8週	YS-11	30時間
	輸送機操縦教官(C-1)課程	第３輸送航空隊	約8週	C-1	40時間
	輸送機操縦教官(C-2)課程	第３輸送航空隊	約8週	C-2	23時間
	輸送機操縦教官(C-130)課程	第１輸送航空隊	約8週	C-130	30時間
	空中給油・輸送機操縦教官(K	第１輸送航空隊	約8週	KC-767	17時間

	C-767)課程				
	救難操縦教官(U-125A)課程	航空救難団	約8週	U-125A	30時間
	救難操縦教官(UH-60J)課程	航空救難団	約8週	UH-60J	35時間
その他の飛行教育	試験飛行操縦士課程	飛行開発実験団	約44週	航空自衛隊所属機で航空幕僚長が必要と認めるもの	100時間から120時間までの範囲内
	飛行準備課程	第12飛行教育団	約12週から約43週までの範囲内		
	航法課程	第１輸送航空隊	約29週		
	航法教官課程	第１輸送航空隊	約5週		
	飛行安全幹部課程	航空安全管理隊	約7週		
	協同戦術課程	航空戦術教導団	約10週		
	戦術課程	航空総隊司令部	約22週	航空幕僚長が必要と認めるもの	50時間から70時間までの範囲内

備考：航空幕僚長は、特に必要がある場合には、学生の当該課程履修前における飛行時間を考慮して、当該学生に履修すべき期間及び飛行時間を短縮することができる。

別表第７（第７６条関係）

操縦士の練成訓練における年間飛行時間の基準

指定機種	機種別年間飛行時間の基準
F-1	F-1 200時間、T-33 40時間
F-104J	F-104J 180時間、F-104DJ 20時間、T-33 40時間
F-4EJ	F-4EJ 200時間、T-33 40時間
RF-4E	RF-4E 180時間、T-33 20時間
C-1、YS-11	C-1又はYS-11 300時間
ヘリコプター	ヘリコプター 300時間
捜索機、練習機	捜索機又は練習機 240時間